

長崎県医療統計をご利用の方へ

I 医療施設調査

1. 調査の目的 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
2. 調査の種類、期間及び期日
 - ・ 静態調査 3年に1回 調査年の10月1日現在
 - ・ 動態調査 毎月 10月1日から1年間
3. 調査の対象
 - ・ 静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
 - ・ 動態調査 開設・廃止等のあった医療施設医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。

II 病院報告

1. 報告の目的 病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
2. 報告の期間 平成28年1月から平成28年12月までの1年間
3. 報告の対象 長崎県下すべての病院、療養病床を有する診療所
4. 報告票の種類 患者票（毎月報告）と従事者票（年1回報告）の2種類

III 医師・歯科医師・薬剤師調査

1. 調査の目的 医師・歯科医師及び薬剤師について、性・年齢・業務の種別・従事場所・診療科名（薬剤師を除く）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。
2. 調査の期日 平成28年12月31日現在
(昭和57年までは毎年、同年以降は2年ごとに実施されている)
3. 調査の対象 長崎県内に住所または従業先を有し、わが国の医籍・歯科医籍に登録されている医師・歯科医師および薬剤師名簿に登録されている薬剤師すべてが対象とされている。なお、昭和46年以後の調査には、外国人を含んでいる。
4. 調査の方法 届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師の提出による。

IV 業務従事者届

県内の保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、平成 28 年「衛生行政報告例」に基づく年末現在の従業者である。

(昭和 57 年までは毎年の調査であったが、それ以後は隔年に変更された。)

V 用語の説明

(1) 施設の種類

病 院	医師または歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの
一般診療所	医師または歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの
歯科診療所	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

(2) 病院の種類

精神科病院	精神病床のみを有する病院
一般病院	上記以外の病院 (平成 10 年までは伝染病院、平成 24 年までは結核療養所も除く)

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供しうる病院として知事が承認した病院（「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条）

(3) 病 床 医療法第 27 条の規定により使用許可を受けた許可病床である。

精神病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床
感染症病床	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床
結核病床	結核の患者を入院させるための病床
療養病床	病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
一般病床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床。
経過的旧その他の病床	旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」（平成 12 年法律第 141 号）の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）

経過的旧療養型病床群 「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）

介護療養病床 療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

(4) 在院患者 病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日 24 時現在在院している患者

(5) 新入院患者、退院患者
毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(6) 外来患者 新来・再来・往診・巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が 2 つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(7) 1 日平均在院患者数
$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{\ast}}$$

※平成 28 年は 366 日

(8) 1 日平均外来患者数
$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{\ast}}$$

(9) 病床利用率
$$\frac{\text{月間在院患者延数の 1 月} \sim \text{12 月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の 1 月} \sim \text{12 月の合計}} \times 100$$

(10) 月末在院患者数
$$\frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

(11) 平均在院日数
$$\frac{\text{年（月）間在院患者延数}}{1/2 \text{（年（月）間新入院患者数} + \text{年（月）間退院患者数）}}$$

表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小(0.05未満)の場合	0、0.0など
減少数または減少率を意味する場合	△
なお、病院報告では、以下の場合も含む。	
「—」：病院又は病床があるが、計上する数値がない場合	
「・」：病院又は病床がないので、形状する数値がない場合	